

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第八十二号）の一部を改正する件

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「新連結自己資本規制比率告示」という。）第二百四十八条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。</p> <p style="text-align: center;">（算式略）</p> <p style="text-align: center;">（適格中央清算機関に係る経過措置）</p> <p>第三条 この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新連結自己資本規制比率告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供して</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百四十八条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。</p> <p style="text-align: center;">（算式略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

る者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。